

射水市監査委員告示第 4 号

財政援助団体等監査（指定管理者監査）結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和4年2月に実施した財政援助団体等監査（株式会社道の駅新湊）の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年2月14日

射水市監査委員 村上 欽 哉

射水市監査委員 折橋 清 弘

射水市監査委員 吉野 省 三

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象 [所管課]

公の施設の指定管理者監査

株式会社道の駅新湊

[港湾・観光課、農林水産課]

2 監査の実施日

令和4年2月8日（火）

3 監査の期間

令和4年1月25日から2月8日まで

4 監査の範囲（令和2年度）

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに執行された事務事業のうち、指定管理料に係る出納その他の事務

5 監査の方法

監査対象となる財政援助団体等の事務事業について、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、協定書に基づき施設の管理が適切に行われているかを提出された監査資料を審査し、関係書類の調査と関係職員に説明を求め、監査を実施した。

6 指定管理団体の概要

名 称	株式会社道の駅新湊
代 表 者	代表取締役 三箇 洋
所 在 地	射水市鏡宮 296 番地

7 指定管理施設の概要

施 設 名	道の駅新湊
所 在 地	射水市鏡宮 296 番地
所 管 課	港湾・観光課
基本協定締結日	平成 28 年 4 月 1 日
指 定 期 間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
管理業務委託料	15,105,000 円（令和 2 年度）

施設名	新湊農村環境改善センター
所在地	射水市鏡宮 301 番地
所管課	農林水産課
基本協定締結日	平成 28 年 2 月 1 日
指定期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
管理業務委託料	5,813,000 円（令和 2 年度）

8 監査の結果

監査の結果、当該公の施設の指定管理に係る出納その他の事務処理は、概ね適正に行われていたものと認められるが、次の事項について措置又は検討されたい。

なお、その他改善を指示した軽易な事項については記述を省略した。

○ 意見

(1) 両施設とも老朽化しているので、突発的な大規模修繕に至らないよう所管課と連携し、適切な施設管理に努められたい。

(港湾・観光課、農林水産課)

(2) 近隣で人気の温泉入浴施設等と連携した相乗効果により、道の駅新湊のさらなる集客力を高められるよう PR に努められたい。

(港湾・観光課)

(3) 新湊農村環境改善センターに係る令和 2 年度の利用者アンケートの回答数が 0 件となっているので、手法を工夫し回答数の増大に努め、より多くの利用者の声を的確に把握し、良好な施設管理やサービスの向上に努められたい。

(農林水産課)